

会 議 録

会 議 名	令和 6 年度瑞穂町都市計画審議会（第 1 回）
日 時	令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 2 時 30 分～3 時 39 分
場 所	庁舎 2 階 会議室 2-1、2-2
出 席 者	会 長 小野正彦 委 員 田中和義、天野紀子、大坪国広、小川龍美、古宮郁夫、 下澤章夫、福留一彦（中村秀和委員〔福生消防署長〕の代理）、菊地敏晃 事務局等 杉浦町長、横沢都市整備部長、鳥海都市計画課長、 長門交通政策モノレール推進課長、岡田下水道課長、 古川計画・住宅係長、関場モノレール推進係長、 宇尾野計画・住宅係主任、徳田計画・住宅係主事 吉崎計画・住宅係主事
欠 席 者	上野勝、大野智永
会議内容	議 事（継続審議）諮問第 1 号 瑞穂町立地適正化計画策定について 報告事項 令和 5 年度瑞穂町都市計画関連事業について
傍 聴 者	6 名
配布資料	別紙のとおり
会 議 内 容	

1 開 会

〔横沢都市整備部長〕

ただいまから令和 6 年度瑞穂町都市計画審議会第 1 回を開催いたします。委員 11 名中、本日出席の委員は 9 名です。なお、この 4 月の人事異動により、多摩建築指導事務所建築指導第三課長の鮫島委員が大野委員に、それから、福生消防署長の水越委員が中村委員に変更となっておりますのでここでご報告させていただきます。なお、福生消防署長の中村委員におかれましては、公務のため福留予防課長に出席をいただいております。また本日、上野委員、大野委員は都合により欠席のご連絡をいただいております。瑞穂町都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立をいたします。

2 挨 拶

〔杉浦町長〕・・・町長挨拶省略・・・

3 議 事

[小野会長]

それでは、（継続審議）諮問第1号「瑞穂町立地適正化計画の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

[鳥海都市計画課長]

それでは、事務局よりご説明いたします。（継続審議）諮問第1号資料1をご覧ください。

1 概要・目的です。都市再生特別措置法に基づき、地域特性を踏まえ、効率的かつ持続可能な都市経営を可能とするために、瑞穂町立地適正化計画を策定します。今回は、令和5年度分の進捗状況を報告します。

2 計画期間です。令和22年度までとします。立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであり、瑞穂町都市計画マスタープランと関係性が深いことから、目標年次を合わせるものです。

3 進捗状況です。前回令和5年12月に開催しました都市計画審議会では、「まちづくりの方針」や「施策・誘導方針」までを皆様にお示しいたしました。その後、部長級で組織する策定委員会、課長級で組織する庁内検討会などで、「目指すべき都市の骨格構造」、「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」に関する方針のたたき台や基本的な考え方をまとめました。

従いまして、本日は、前回の素案から追加された内容について、ご説明します。資料2の44ページをご覧ください。

ここでは、都市計画マスタープランに位置付けられた将来都市構造を記載してあります。立地適正化計画における拠点の設定は、この考え方が基本となっています。次ページでは、これを表にまとめてあります。47ページの図とあわせてご覧いただくとわかりやすいかもしれません。まず、箱根ヶ崎駅周辺をモノレール新駅設置による駅前再開発構想も鑑み「都市拠点」と設定します。次に、町役場を中心としたエリアも公共施設、文化施設が立地していることから「都市拠点」と設定します。次に、「地域生活拠点」として5つの地区を設定します。武蔵地区、西平地区、むさし野地区、栗原地区、元狭山地区となります。この拠点と、46ページに記載してある公共交通軸を合わせたものが47ページの骨格構造案となります。この骨格構造案を基本に、居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針を定めていきたいと考えています。

48ページをご覧ください。「都市機能誘導区域」は、様々な施設について、都市の拠点となる地区に集約することにより、各種サービスが効率的に提供されるよう設定する区域とされています。都市計画運用指針では、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として表のとおり示されています。【基本的な考え方】ですが、1点目として、一定のエリアと誘導施設機能、当該エリア内において講じら

れる支援措置を事前明示することにより、具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの。2 点目として、原則、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの。3 点目として、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきものとしています。次に【定めることが考えられる区域】ですが、1 点目として、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域。2 点目として、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域としています。最後に【区域の規模】ですが、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲とされています。以上を踏まえて、町の都市機能誘導区域設定の基本的な考え方は「都市の拠点となるべき区域」「商業業務等が集積する地域で、これらの都市機能が一定程度充足している区域」「周辺地域からの公共交通アクセスの利便性が高い区域」「都市機能の増進・強化が見込まれる区域」とします。

51 ページをご覧ください。こちらは、誘導区域の案です。前提として、「居住誘導区域」は市街化区域内にのみ、設定することができます。また、「都市機能誘導区域」は居住誘導区域内にのみ、設定することができます。朱色斜線のエリアが都市機能誘導区域となります。あくまで基本的な考え方を地図に落としたもので、およその区域となります。基本的には、モノレール新駅のNo.6 駅、No.7 駅を軸に道路及び用途境に線を引いています。今後、公共施設などの誘導施設設定とあわせて更に精査していきます。その過程でエリアが広がる可能性もあります。

続いて居住誘導区域に関する方針について、ご説明いたします。49 ページをご覧ください。「居住誘導区域」は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を維持・誘導すべき区域です。立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）等では、居住誘導区域の望ましい区域像や定めることが考えられる区域として、表のとおり示されています。【生活利便性が確保される区域】ですが、1 点目として、都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域及び生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域。2 点目として、公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域としています。次に【生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】ですが、1 点目として、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案した区域であること。2 点目として、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域であることとしています。次に【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】ですが、1 点目として、

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域。
2 点目として、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域とされています。

以上を踏まえて、町の居住誘導区域設定の基本的な考え方を、50 ページのフローに沿って設定を行っていきます。

では、51 ページをご覧ください。こちらは、先ほどもご覧いただいた誘導区域の案です。黒枠ドットのエリアが居住誘導区域となります。こちら、あくまで基本的な考え方を地図に落としたもので、今後更に精査していきますが、現時点では、一部工業系の用途を除き、市街化区域全域に居住誘導区域を設定しています。本来であれば、居住誘導区域は市街化区域の中から絞って設定するものですが、瑞穂町においては、市街化調整区域が市街化区域よりも広く、すでにコンパクトなまちづくりを形成していることから、広く設定したいと考えています。この区域の設定の仕方については、先日、国交省とヒアリングを行いました。そのヒアリングの中で言われたことについて、39 ページをご覧ください。こちらに示してある「地区別将来人口を勘案し区域を設定すること、つまり、人口減少が見込まれる地域への設定は望ましくない。また、将来的に都市を維持できるかといった観点からの分析もするように」とのことでした。したがって、今後、さらに精査して区域を設定していく必要があります。特に町北部の工業地域の分析を深めていく予定です。

51 ページにお戻りください。誘導区域（案）の中に、「①栗原地区」「②西平地区」「③武蔵地区」と表記されている地区がありますが、こちらについてご説明します。

52 ページをご覧ください。①栗原地区・②西平地区になりますが、栗原地区、西平地区については、「東京都区域マスタープラン」における「多摩広域拠点域」、「東京都住宅マスタープラン」における「住生活基本法に基づく重点供給地域」、「住宅市街地の開発整備の方針」における「重点地区」、また、町の「都市計画マスタープラン」においても「整備構想地区」に位置づけられており、両地区ともに、地区の整備又は開発の目標として「土地区画整理事業により、工業地及び住宅地との調和のとれた基盤整備を図り、都市の活性化を図る」と示されています。当該地区は市街化調整区域ですが、この位置付けを踏まえつつ住宅施策を計画的に推進するため、法定外ではありますが、本計画における「準居住誘導区域（仮称）」としての設定を検討します。こちらに対しても、先日行われた、国交省とのヒアリングにおいて容認いただいておりますが、名称について、他自治体ですでにこのような区域を設定しているところがあるようで、「準備区域」といった文言を使っているとの情報をいただきましたので、今後検討していきます。

次に 53 ページをご覧ください。③武蔵地区ですが、多摩都市モノレールの延伸区域の新駅に隣接する武蔵地区については、本町において新産業導入・育成拠点の形成が計画されています。また、東京都区域マスタープランでも「多摩広域拠点域」

として位置づけがされています。当該地区も市街化調整区域ですが、この拠点形成の計画を踏まえ、法定外ではありますが、本計画における「準都市機能誘導区域（仮称）」としての設定を検討します。こちらに対しても、先日行われた、国交省とのヒアリングにおいて容認いただいています。こちら先ほど説明しましたが、「準備区域」といった文言を使って指定している自治体があるとの情報をいただいておりますので、検討していきます。また、ヒアリングでは、例外規定はありますが、基本的に都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定することとされているとの指摘もありました。現時点でのモノレール新駅周辺まちづくり構想では、この区域に居住エリアは計画されていませんが、国の指針のとおり準居住誘導区域も設定する方向で進めていく予定です。

それでは、資料1にお戻りください。

4 今後のスケジュール見込みです。令和6年度は庁内の検討会、策定委員会の合同会議を3回、都市計画審議会を延べ4回開催予定です。令和6年度末の審議会では、町への答申をいただく予定です。また、住民説明会（2回）やパブリックコメントも実施し、住民からの意見も広く募ります。計画の運用開始は令和7年4月からとなります。以上で説明を終わります。

[小野会長]

事務局からの説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

[古宮委員]

7点お伺いします。

23 ページのバス停とバス路線の状況についてです。人口カバー率が84.9%という数字が出ていますが、1週間に1便しか走っていないような路線もある中で、そこをカバー率の中に入れる路線でいいのかなと思っています。本数が少ない路線が元狭山地域に2路線入っていると思いますが、バス停があつて週に1便だけでも走ればそこがカバー率に繋がるのかというところを、この計画を策定していく中で気になりました。

次に29ページの商業施設の分布についてです。コンビニエンスストア等ということになっていますが、都市構造の評価に関するハンドブックにおいては、商業施設の定義というのが、専門スーパーや総合スーパー、百貨店を示すと各評価指標に関わる注釈に入っています。「コンビニエンスストアがあれば地域住民の日常生活が満足できる」ととらえていいのかが少し気になりました。国交省のハンドブックの商業施設の定義とも違いますので、少し気になっています。

次に32ページの防災面から見た現状の整理についてです。浸水予想区域及び水害被害実績とありますが、以前からハザードマップでも元狭山地域に関しては、浸水域の表示というデータがありません。立地適正化計画の中でも、元狭山地域に

ついて、浸水予想区域等の表示がない状態のままで、計画を作っていくのかということが少し気になりました。

次に 39 ページの地区別将来人口についてです。これについては先ほどご説明いただいた 47、51、52 ページとの兼ね合いになるかとは思いますが、39 ページで示したこの 2040 年としての表示が、47、51、52 ページに記載の計画とのかぶり方が少し誤解してしまうような感じがしました。国交省とのヒアリングで「準居住誘導区域」としての設定を「準備区域」のほうがいいのではないかと指摘を受けたあたりが、この 2040 年の地区別将来人口として説明している図とうまくかみ合っていないのかなという気がしました。

次に 40 ページのレーダーチャートの分析についてですが、ここで気になったところが歩道の整備率です。非常に瑞穂町は歩道整備がいい状況ですが、令和 2 年 3 月の第 5 次長期総合計画基礎調査報告で、町職員を対象にした調査報告において、歩道に関して「日光街道、青梅街道、飯能街道周辺など安心して歩けるような歩道が欲しい」や「白線が引かれて歩道と車道が分けられてあるが道幅が狭かったり車が多く、歩道を安心して歩けない場所が多い」という指摘がこの報告書にもあがっています。そんな中で、この歩道整備についてですが、歩道の定義が 60 センチでも 1 メートルでもあればそこは完全な歩道なのか、それとも最低でも 2 メートルはあるものを「整備された歩道」というのかが気になりました。また、「人は歩いていないが歩道が整備されている」という場所と「大勢の人が歩いているが歩道がない」という場所をどのようにとらえていいのか難しいところであると思います。利用実態は調査でもしない限りわからないので、歩行者として利用している人達のカバー率が歩道整備率と比例するのかなというところが気になりました。

次に同じレーダーチャートの中の最寄りの緊急避難場所までの平均距離についてですが、石畑・箱根ヶ崎・殿ヶ谷地域と元狭山地域では距離に非常に大きい開きがあるんだろうなと思います。ただ平均にしてしまうと、距離は短いと表現できてしまうというのが気になります。ですから 27 ページの教育施設の分布で学校が示されておりここが災害時には避難場所になるわけですが、逆に言えばこれだけのばらつきがあるわけです。ただ通学は学区になりますが避難場所は避難区域になるので、またそこも人口カバー率が違ってくると思います。ここで平均という言い方をしてしまうと結構地域差が隠れてしまうのかなというような気がしました。

最後に 51 ページについて。工業地域に対しての居住誘導区域の設定のかぶせ方が、本来の立地適正という考え方には則さない好ましくない状況であると思います。というのは、東京都の環境基準でも第一種住専と工業地域では人が暮らす環境の基準のとり方が全く違います。振動も大気汚染についてもそうです。総量規制だとかその辺のとらえ方も違います。また、瑞穂町には公害防止の観点から事業所との公害防止協定というものがあったかと思います。今までにも工業地域に入っている企業で、その協定の対象となったため地域と公害防止協定を結んだという企業が

あの辺にはあるので、やはりそういった地域に居住誘導区域をかぶせてくのはどうなのかなと思いました。今後見直すとか検討される場合には、その辺のところを検討していただければと思います。以上です。

[鳥海都市計画課長]

まず 23 ページのバス停とバス路線の状況についてお答えします。委員がおっしゃるとおり週に 1 本の路線も含んでいます。この案件は今年度中に詰めていこうと考えていますので、ご意見をいただいたということで一度持ち帰らせていただきたいと思います。

次に 29 ページの商業施設の分布についてです。コンビニエンスストアを商業施設としてとらえたこの分布図がいかげんなものかというご意見だったと思います。こちらについては他の自治体の計画なども参考にし、また、委託業者との打ち合わせをしている中で現段階でこういった形を示しているというものです。ただ国交省のガイドラインで示されているものと適しているのかどうかという問題もありますので、こちらも同じように持ち帰らせていさせていただければと思います。

次に 32 ページの防災面についてです。委員がご指摘のとおり、こちらは瑞穂町のハザードマップを反映した図になりますが、元狭山地域の浸水被害、これはかなり過去のもものが反映されているものです。そのあたりの表記の仕方については、居住誘導区域をこの部分にも貼るとなると、文面の中に注釈として過去の実績である旨の一文を入れる必要があるのかなと思います。また、残堀川氾濫想定区域という表記もございですが、ご承知のとおり川の整備も終わり、また、隣接する武蔵村山市でも令和 5 年度、6 年度の同時期に立地適正化計画を作っていますので、この残堀川に特化した話にはなりますが、居住誘導区域をこの部分に貼るか否か情報交換をしているところです。方向性としては、現に居住がされている、また、川の整備も行われている、また、浸水の想定の高さが 1 メートル、2 メートル、最大でというような表記のハザードマップもありますので、そちらを理論づけて検討していきたいと考えているところです。

続いて、39 ページの地区別将来人口についてですが、これは 51 ページ等への影響や関連性ということで、先ほどご説明させていただいた国交省からもお話があった件です。これはあくまで国立社会保障・人口問題研究所というところが出したメッシュ状の人口分布図です。瑞穂町として主張したいのは、モノレール延伸に伴う人口増が反映されていないということです。ここをうまく入れながら人口維持を瑞穂町としてはかけていき、居住誘導区域を幅広く設定していきたいと考えています。また今年度も数回国交省とのヒアリングがありますので、今の部分を踏まえて認めていただくようにしていきたいと考えています。

続いて、40 ページの歩道整備率についてです。こちらは詳細なものはありませんが、都市モニタリングシートというものが国交省からオープンデータとして出て

います。瑞穂町やレーダーチャートの三大都市圏の平均値といったものが、一つ例を挙げると、都市計画現況調査、こちら5年に1回各自治体から取り寄せて国が数値化しているものを基にしたものがございます。基準の中身については、押さえられていないと思います。

[横沢都市整備部長]

会長よろしいですか。個々に具体的なお質問がありましたのでご意見としてお伺いし、研究して今後に進めてまいりたいと思います。また、今回この立地適正化計画を作るにあたっては国交省のマニュアルがあります。レーダーチャートについても、基本に基づいて平均的にやったときにはどうだということですので、ここの地区と現状とどうかというご質問だったとは思いますが、当然全体計画を考える時にはそういうのも考慮していきますが、まずはここで三大都市の平均と比較するというのがこの計画の意図となっておりますので、その辺はお含みおきいただければと思います。

[古宮委員]

要は今後の検討の中で、今お伝えしたことを検討していただくということと、この2040年の人口分布というところだけを住民が見てしまうと「先にいろいろ長期計画云々で人の張りつけとか開発とかをやっているのになんでそこに人が張りついていないの」みたいな、パッと見た感じで町がこれからやっつけこうとすることが「あれ？やるつもりないの？」みたいに受け取られてしまうと、せっかくやっていることがもったいないので発言させていただきました。

もう1点お伺いします。21ページの土地利用状況の中で、元狭山の大型商業施設がなくなり物流通倉庫が6月には完成するはずですが、なのでもうここは商業地域ではなく工業地域になるかと思います。ただ出展が多摩部土地利用現況調査となっていますので、現状に合っていないものになっているということを書いてもらったほうがいいのかと思いました。以上です。

[小野会長]

事務局から説明が終わりましたが他にありますか。

[小川委員]

感想2点と質問1点お願いいたします。

まず、先ほど古宮委員もおっしゃいました29ページの商業施設の分布について、一度持ち帰って他自治体との比較をしながら再度協議していただくということで結構ですが、むさし野地区もコンビニと薬屋さんの2つしかなく、買い物難民的な方達がいらっしゃる中でカバーされているというので、人口カバー率99.5%と

というのは全体的に住民の感覚とは少しずれているかなと思います。こちらは検討していただくということで結構ですが、意見として言わせていただきます。

次に小宮委員も言われた歩道整備率について、三大都市圏に比べるとこのレーダーチャートでかなり標準を上回っているという結果が出ていますが、歩道の質も考慮していただけるのかどうか、それは難しいのかもしれませんが、ただ、住民の生活実感も合わせた上で策定していただきたいなという意見です。

次に 47 ページの地域生活拠点について、黄色いマークが示されていますが、西平地区、栗原地区の地域生活拠点の定義をご説明いただきたいと思います。

[鳥海都市計画課長]

西平地区と栗原地区の地域生活拠点については、44 ページに記載のとおり瑞穂町都市計画マスタープランですでに拠点として位置付けをしています。これをベースの考え方として今言われた地区については地域生活拠点という位置付けをします。

[小川委員]

そうすると西平地区ですとコミュニティセンターがあるとか学校があるとかそういうことで地域生活拠点というふうにとらえられて、そうすると元狭山地区はわかりますが栗原地区は何をもって地域生活拠点というふうに定義されるのかわかりません。

[鳥海都市計画課長]

45 ページをご覧ください。なかなか実現に向かっていないのは承知していますが、栗原地区については新駅設置、産業誘致予定箇所というところを根拠とし、地域生活拠点という位置付けをさせていただいています。以上です。

[小川委員]

そうすると西平地区は、コミュニティセンターに図書館や高齢者の相談支援センター等が入っているため地域生活拠点であるという解釈でよろしいですか。はい。わかりました。

[下澤委員]

今のところは「準備区域」という方向で行こうという理解でよろしいですか。

[横沢都市整備部長]

まさにそのとおりで、次期整備構想等もあり、こういうふうに東京都でも国でも位置付けてもらっています。そしてこの立地適正化計画でもしっかり位置付けて計

画的に進めていきますというところです。

[小野会長]

他にありませんか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。なお、本諮問については継続審議とさせていただきます。

4 報告事項

[小野会長]

次第 4 報告事項「令和 5 年度瑞穂町都市計画関連事業について」事務局からの報告をお願いします。

[鳥海都市計画課長]

ご説明します。報告資料 1- (1) 、区画整理事業道路整備状況図【箱根ヶ崎駅西】をご覧ください。箱根ヶ崎駅西地区の令和 5 年度事業について、工事案件として図面の右上に赤色で表記している部分、雨水排水管の布設工事を実施しました。これは地区内の雨水を長岡 2 号幹線に落とし込むための布設工事です。延長約 43 メートルでした。その他、地区内の測量や換地処分に向けての道路台帳整備、下水道台帳整備などの準備を進めました。令和 6 年度については、地区の北側の工事、また、補償案件などに加え、先ほどご説明しました測量などを進めていく予定です。

続いて報告資料 1- (2) 、区画整理事業道路整備状況図【殿ヶ谷】をご覧ください。殿ヶ谷地区の令和 5 年度事業については、赤色で表記している道路部分の築造工事を行いました。延長は約 127 メートルでした。また、物件移転補償では、移転棟数は 1 棟でした。令和 6 年度も引き続き工事を予定しています。また物件移転補償も地権者との交渉を進めながら予定しているところです。区画整理事業については以上です。

[長門交通政策モノレール推進課長]

瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想についてご説明します。報告資料 2- (1) をご覧ください。

1 趣旨についてです。本基本構想は、多摩都市モノレールの延伸後を見据え、将来、町としての目指すべきまちづくりの方向性を示し、今後、関係地権者の皆様や国、東京都等と協議をすすめていくための基礎として策定しました。

2 計画策定の経過については、記載の通りです。

3 計画の概要等については、資料 2- (2) によりご説明します。まず、1 ページをおめくりください。基本構想の目的ですが、モノレールの延伸により、まちづくりへの影響が特に大きい 2 カ所の新駅周辺地区を対象に、東京都や瑞穂町の上位計

画を踏まえながら、目指すべきまちづくりの方向性を示し、今後関係者との協議を進めていくための基礎とするものです。

2 ページから 4 ページについては、多摩都市モノレールの延伸計画について記載しています。

5 ページは東京都の都市計画における瑞穂町の位置づけ、6 ページは瑞穂町都市計画マスタープランにおける新駅周辺の位置づけを説明しています。

7 ページから 12 ページにかけては、人口分布や土地利用等、新駅周辺の概況について記載しています。

13 ページから 14 ページでは、No.6 駅周辺のまちづくりの動向として、殿ヶ谷土地地区画整理事業や、新青梅街道沿道地区の地区計画を記載しています。

これらを踏まえ、15 ページから 16 ページでは、都市計画マスタープランの実現を目標として No.6 駅周辺まちづくり基本構想を記載し、17 ページで、全体構想として、駅前空間のにぎわい創出や、土地地区画整理事業の早期完了、産業近代化拠点の形成や交通ネットワークの強化を掲げています。

18 ページから 19 ページについては、武蔵地区整備構想として、農業・商業・工業のデジタル化を軸とした、産業近代化拠点の形成等について記載しています。

20 ページでは、No.6 駅へのアクセス動線として、福生 3・5・23 石畑中央線の整備を早期に進めることを記載しています。

21 ページから 22 ページでは、No.7 駅周辺のまちづくり動向として、箱根ヶ崎駅西地区土地地区画整理事業や箱根ヶ崎立体交差事業について記載しています。

これらを踏まえ、23 ページから 24 ページでは、都市計画マスタープランの実現を目標として No.7 駅周辺まちづくり基本構想を記載し、25 ページで全体構想として、回遊性の向上、にぎわいの創出、駅前空間の再編や地域交流の活性化を掲げています。

26 ページから 27 ページについては、東口整備構想として、モノレール新駅設置に伴う、駅前広場の改修や駐輪場の設置、また、J R 八高線と多摩都市モノレールを結ぶ連絡通路の設置を検討します。併せて、町の玄関口としてのにぎわい創出を図ります。

28 ページについては、西口整備構想として、町が所有する 2 つの公有地を有効活用し、西口の顔となる空間づくりを誘導します。モノレールが開業するまでの当面の期間については、地域交流に資するための暫定的な活用を図ります。

29 ページでは、基本構想の実現に向けて、令和 6 年度に「まちづくり基本計画」を策定し、町全体のまちづくりの方向性について示すことを記載しています。

30 ページでは、パブリックコメント及びまちづくり懇談会において多数のご意見を賜ったことについて、巻末資料として掲載しました。まちづくり基本構想についての説明は以上です。

[岡田下水道課長]

令和５年度の公共下水道事業概要を説明します。公共下水道事業は、令和４年度末で汚水の整備率が、88.4%、人口普及率 98.2%となっています。報告資料３の図面をご覧ください。なお、汚水計画一般図に雨水工事を示しています。

まず、別紙図面の赤色矢印で示しました、長岡１号幹線布設工事（雨水）ですが、令和４年度から工事を行っております。進捗状況ですが、発進側については、２月３日に防音ハウスが完成しました。２月６日に発進式を行い、２月１５日から初期掘進を開始しました。現在、国道１６号を過ぎ、発進立坑より約２００ｍ掘進しています。到達側については、２月１９日から放流渠部掘削を開始し、３月２６日から新設護岸基礎の設置、放流渠の設置等を開始しています。なお、２月よりホームページで進捗状況を随時更新しています。

次に、管渠布設工事（汚水）ですが、殿ヶ谷土地地区画整理地内で、別紙図面の青色矢印で示した箇所、大型商業施設西側で１０９.８ｍ整備しました。説明は以上です。

[小野会長]

事務局からの報告は以上です。ただいまの報告について不明な点がありましたらお願いします。ないようですので報告事項について報告了承とさせていただきます。

５ その他

[小野会長]

次第５その他ですが、事務局からございますか。

[鳥海都市計画課長]

今回の都市計画審議会日程について、詳細はまだ決まっていますが７月上旬頃を予定しています。日程等決まり次第早めにお知らせしたいと思います。ご出席のほどよろしくお願いいたします。以上です。

[小川委員]

諮問第１号資料１の今後のスケジュール見込みで、令和６年１１月から１２月の中に住民説明会の実施が入っていますが、詳細はまだ決まっていますか。

[鳥海都市計画課長]

詳細や日程等まだ決まっておりません。

[小川委員]

それでは７月の審議会でお伺いできるのですね。

[鳥海都市計画課長]

はい。

[小野会長]

他にございませんか。ないようですので、その他といたしましてはこの程度に止めます。以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様にはご意見をいただきありがとうございました。

6 閉 会

[横沢都市整備部長]

以上をもちまして、令和6年度瑞穂町都市計画審議会第1回を閉会といたします。長時間ありがとうございました。